「地方団体に対して交付すべき令和五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」の制定

自治財政局財政課令 和 5 年 4 月

[ポイント]

- ① 令和5年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法や交付時期などの特例について、 地方交付税法の規定に基づき、総務省令で定めるもの
- ② 毎年度、政府予算の成立後、省令を制定
- ③ 令和4年度分の省令から、年度更新等の技術的修正を行うもの

【概要】

1. 決定・交付時期 (第1条)

令和5年度分の震災復興特別交付税について、令和5年9月及び令和6年3月に決定・交付

2. 算定項目(第2条-第4条)

- (1)直轄・補助事業の地方負担額
- (2)地方単独事業(単独災害復旧事業費、中長期派遣職員受入れ、職員採用等)
- (3)地方税等の減収額

3. 精算及び返還(第3条・第5条)

過年度に見込額等に基づき算定した額と実際に要した額との差額の精算(加算・減算)や返還方法を規定

<u>4. 施行期日</u>

公布の日(4月下旬)

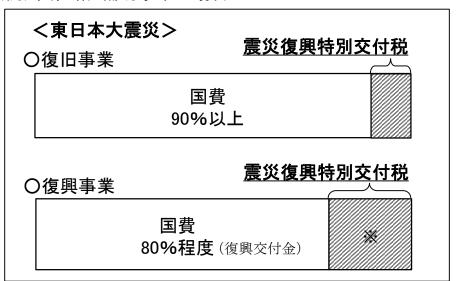
(参考) 震災復興特別交付税の概要

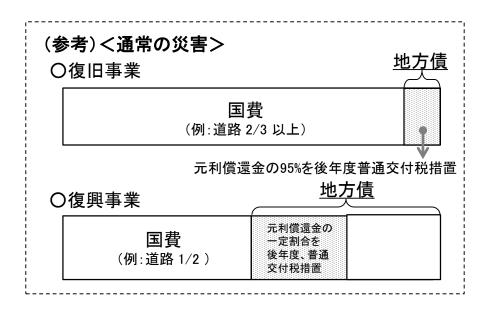
- 〇 平成23年度第3次補正予算において制度を創設。
- 〇 東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共 団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、実施状況に合わせて決定・交付 (9月と3月に交付)。

〈算定項目〉 直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業(中長期職員派遣・職員採用、 単独災害復旧事業費、風評被害対策等)、地方税等の減収額への補塡

【平成23年度~令和4年度交付累計額】5兆5,852億円【令和5年度地財計画計上額】935億円

(例) 国直轄・補助事業の場合





※ 平成28年度以降、復興の基幹的事業及び原子力事故災害に由来する事業は、従来と同様、地方負担の100%を措置。ただし、 全国共通課題への対応の性質を併せ持つ事業(例:道路整備事業)は、地方負担の95%を措置。